

DAIHATSU

仕入先サステナビリティガイドライン

2026年6月
ダイハツ工業株式会社
生産調達本部

ダイハツ九州株式会社
調達部

＜製品・サービスを提供いただくにあたり、 仕入先の皆様と皆様の仕入先様にお願いしたいこと＞

ダイハツは、仕入先の皆様に調達基本方針である①オープン＆フェアな取引、②相互信頼・相互繁栄の確立、③グリーン調達の推進、④コンプライアンスの遵守を踏まえ、製品及びサービスを提供いただきたいと考えています。また仕入先の皆様や、皆様の仕入先に対して、サステナビリティ方針やガイドラインの展開・啓発活動で下記項目に対する取組みの普及・浸透に努めていただきたいと考えています。

(1)安全・品質

○消費者・顧客ニーズに応える製品・サービスの提供

消費者・顧客のニーズを把握して、社会的に有用な製品^(※)を開発・提供する。

※社会的に有用な製品＝例えば、年齢・性別・障害の有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい製品。あるいは、省エネ、省資源、環境保全など地球に優しい製品。

○製品・サービスに関する適切な情報の提供

製品・サービスに関する適切な情報を消費者・顧客に提供する。

○製品・サービスの安全確保

各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

○製品・サービスの品質確保

品質を確保する全社的な仕組みを構築し、確実な運用を図ることで「品質第一」を実現する。

(2)人権・労働

「ダイハツグループ人権方針」を遵守し、実行に努める。

【リンク先】ダイハツグループ人権方針

- ・「世界人権宣言」などに規定されている国際的に認められた人権を尊重するとともに、「国連指導原則」を支持し、実践に向け取り組む。また、事業活動を行う国や地域の法規則を遵守する。
- ・人権尊重の責任を果たすため、人権デューデリジェンスの仕組み（人権への負の影響を特定、予防、軽減するために実施されるプロセス）を構築し、これを継続的に実施する。
- ・人権尊重の取り組みについて、進捗確認と情報開示に努める。
- ・仕入先を始めとする取引先の皆様にも本方針の理解促進を図り、人権尊重の意識が広く共有されるよう努める。
- ・人権に対する負の影響が明らかになった場合は、速やかに適切な是正措置を講ずる。

○差別の禁止、多様性の尊重・受容

- ・あらゆる雇用の場面（応募、採用、昇進、報酬、教育を受ける権利、業務付与、賃金、福利厚生、懲罰、解雇、退職等）において、性別、年齢、国籍、人種、民族、信条、宗教、性的指向、障がいの有無、配偶者や子の有無等を含むいかなる理由の差別を認めない。
- ・ダイバーシティ＆インクルージョンへの理解を促進し、誰一人取り残さない、誰もが働きがいのある企業を目指す取り組みを推進する。

○ハラスメント

- ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントや同調圧力等あらゆる形態のハラスメントや、個人の尊厳を傷つける行為を認めない。社員一人ひとりが安全かつ健康的に働き、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる職場環境の実現を目指す。
- ・業績を妨げたり尊厳を傷つける、または脅迫的、敵対的もしくは不快な就業環境を生み出すような、従業員に対して行われる言語、視覚、身体による行為はハラスメントとみなされる。
- ・いかなるハラスメントの苦情に対しても、直ちに報告や調査を行う。また、従業員が、報復、脅迫や嫌がらせをおそれずに、ハラスメントのいかなる事例も報告できるようにする。

○児童労働

- ・国際労働機関の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に基づく児童労働の実効的な廃止および「国連指導原則」を支持し、法令および国際的な人権基準に反する児童労働を一切認めない。またサプライチェーンにおいても同様に、これらの基準を厳格に遵守する。
- ・就労可能年齢は、各国該当法令等による就労最低年齢または義務教育終了年齢いずれか最高のものであるとする。
- ・18歳未満の従業員を危険有害業務に使用しない。
- ・職業訓練や見習については、各国該当法令等が認めている範囲のみで就労可能とする。

○移民労働・強制労働

- ・あらゆる形態の強制労働および人身取引を固く拒否し、すべての労働者が自由かつ尊厳をもって働ける環境の実現に努める。特に移民労働者が搾取や不当な扱いを受けやすいリスクを深く認識し、採用時には身分証明や在留資格の適正確認を徹底するとともに、派遣手数料の不当請求や身分証の取り上げ、帰国の制限などの問題が生じないように細心の注意を払う。また具体的な措置として、事業活動およびサプライチェーン全体に渡り、第三者機関との連携を含む定期的なデューデリジェンスを実施し、適正な労働条件の確保と人権尊重の徹底に努める。

○賃 金

- ・最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国該当法令等を遵守して従業員に給与を支払う。
- ・法定必須給付を支給する。
- ・給与その他給付、福利厚生及び控除は、各国該当法令を遵守して適時明確に従業員に明細を伝える。

○労働時間

従業員の労働時間（超過勤務を含む）を規定する各国該当法令等に従う。

○結社の自由

- ・従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、事業活動を行う国の該当法令等に基づいて認める。
- ・従業員が経営層へ、報復、脅迫や嫌がらせをおそれずに、オープンで直接コミュニケーションできる権利を保障する。

○安全・健康な労働環境

- ・誰もが安心して働けるよう、職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故、災害の未然防止に努める。
- ・職場での健康増進活動や疾病予防の為の指導などを通じて、従業員の健康づくりを支援する。

(3)環 境

○環境マネジメントシステム

- ・ 人類と地球の持続可能な共生を目指し、継続的な改善を行う環境マネジメントシステムを確立し、各国・各地域の環境関係法令を遵守するとともに、環境パフォーマンスの最大化に取り組む。

○温室効果ガスの排出削減

- ・ 温室効果ガス排出量を削減する製品・サービスの開発や、事業拠点をはじめとしたライフサイクル全体での温室効果ガス排出量の削減に取り組む。
- ・ カーボンニュートラルを目指し、排出量の把握はもとより、課題工程・課題材料など詳細の実態把握に努め、皆様の仕入先とも一体となり、省エネ・設備改善・材料置換・再生可能エネルギー導入など、あらゆる削減方策の立案と推進に取り組む。

○水環境インパクトの削減

- ・ 各国・各地域の水環境を考慮し、継続的にインパクトを評価しながら、徹底的な使用量の削減と排水管理に取り組む。

○循環型社会・システム構築への貢献

- ・ 製品の設計・開発にあたっては、枯渇性資源の使用削減や再生材の活用に取り組み、廃棄時の適正処理・リサイクル性にも配慮する。要請があれば、再生材の使用実績を報告する。また事業拠点や物流における廃棄物の削減やリサイクルに取り組む。

○化学物質の管理

- ・ 各国・各地域の関連法令を遵守し、化学物質を管理(廃止、削減等)するとともに製品及び製造工程等において禁止された物質を使用しない。また、法令に基づき行政へ適切に報告する。

○自然共生社会の構築

- ・ 生物の多様性が企業活動の存続の前提であるとの認識に基づき、人と自然が共生する持続可能な社会の実現に取り組む。

(環境に関する詳細は、各国・各地域のグリーン調達ガイドラインを参照)

(4)コンプライアンス

○法令の遵守

- ・ 各国・地域の法令を遵守する。
- ・ コンプライアンス徹底の為に、方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し実施する。

○競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

○適正取引の推進

取適法その他の法令およびコンプライアンスを遵守して、仕入先の皆様との適正な取引を確保・推進する。

○腐敗防止

- ・ 政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。
- ・ 不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に顧客・調達先、その他ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

○機密情報の管理・保護

- ・ 営業秘密などの自社の機密情報を厳密に管理し、その利用を適切に行う。
- ・ 他社の機密情報は、正当な権限者から正当な方法で入手するとともに、利用範囲等の条件を確認した上、情報は厳重に管理し適正な範囲で利用し、他社の権利を侵害しない。
- ・ お客様や仕入先、従業員などに関する個人情報、全て正当な方法で入手し、その情報は厳重に管理し適正な範囲で利用・保護する。

○輸出取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続・管理を行う。

○知的財産の保護

- ・ 自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を第三者に侵害されないよう保護する。
- ・ 第三者の特許、実用新案、意匠、商標等の不正使用、ソフトウェアや書籍の不正コピー等の権利侵害を行わない。

(5)情報開示

○ステークホルダーへのタイムリーで適切な情報の開示

経営の健全性・透明性を確保する為に必要な情報と、事業活動の内容、リスク情報（大規模災害による被害、環境や社会への悪影響発生、重大な法令違反など）などを開示が必要なステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

(6)その他

○責任ある資源・原材料調達

- ・人権・環境等の社会問題を引き起こす原因となりうる原材料（例：紛争鉱物・コバルト・天然ゴム等）の使用による地域社会への影響を考慮した調達活動を行うこととし、懸念のある場合には、使用回避に向けた施策を行う。

○地域への貢献

- ・豊かな地域社会とその発展に向け、それぞれの地域が抱える社会的課題に目を向け、地域社会と協力しながらその解決につながる社会貢献活動を目指す。

○皆様の仕入先への展開

- ・皆様の仕入先に対しても、上記の趣旨を踏まえた各社のサステナビリティ方針・ガイドラインを展開し、啓発活動を通じ皆様の仕入先におけるサステナビリティへの取り組みを周知徹底する。
- ・浸透・普及にあたっては、サプライチェーン全体を意識し、これを行いまた、必要に応じたフォロー・是正対応を行う。

以上